

発行 株式会社ラベルバンク
 大阪市淀川区西中島 5-12-8
 新大阪ローズビル 6F
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第172号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
 Making food labeling accessible for everyone.



添加物および食品表示などの 輸出食品における各国基準調査と実務上のポイント

今回のニュースレターでは、輸出食品における、主に添加物および食品表示等の各国基準調査と実務上のポイントについてお伝えします。（食品安全シンポジウム（2023年3月9日開催）講演内容をもとに一部編集したものです）

各国の基準調査の手順

調査の際は、まずは体系的な概要から把握します。自力で探す、ツールを使う、外部に依頼する、等の方法がありますが、初めての方には日本語で整理されている「[各国の食品・添加物等の規格基準（農水省）](#)」が分かりやすいでしょう。

以下、シンガポールを例に参照リンクを用意してみます。まずは「[法的枠組](#)」を確認しましょう。基準の概要は、主に以下の視点で確認します。なお、規則は1つに集約されているとは限らな

いので、関連する規則はないかを確認します。

- 食品規格（定義や要件）を定めている規則は何か（[PartIV](#)）
- 添加物の使用基準を定めている規則は何か（[PartIII 15~28](#)）
- 表示基準を定めている規則は何か（[PartIII 5~14](#)）

各規則の詳細を探していくと、法令、基準、通知等の様々な種類の文書が見つかります。まず「[事業者向けガイド](#)」を探し、その参照情報から、根拠となる規則を確認するとよいでしょう。なお英語圏以外の国の場合、英語版はあくまで概要である場合が多いため、その後必ず現地語版を確認することが大切といえます。（PR：英語版の調査に慣れてきたら、[gComply（各国基準検索システム）](#)などのツール活用が便利です。）

周辺基準との関連性を把握する

添加物使用基準の調査では、「日本では添加物に該当するが対象国では添加物に該当しない」もしくは「日本では添加物に該当しないが対象国では添加物に該当する」（例：韓国、EUにおける Maltitol、Erythritol 等）といった事例も多々あります。また、加工助剤などの定義自体は同様であっても、使用できる添加物に制限がある場合（例：台湾）もあります。その他、添加物使用基準に記載されているものであっても、用途により別の基準が適用される場合（例：中国の添加物、栄養強化剤）もあります。

特に「食品分類」によって添加物使用基準、表示基準は変わることから、これらの関連に注意しながら確認します。例えば使用できる添加物の用途や量などの規制は、「添加物使用基準」と

いう規則にすべて掲載されていればよいのですが、対象国によっては食品規格や表示基準など周辺の規則にも記載されている場合（例：カナダの[強化小麦粉](#)、米国カリフォルニア州の[Prop65](#)）もあるためです。

基準調査にあたっては、特に表形式になっている文書（添加物使用基準等）を発見した場合、その他の基準の存在にも注意を払うことが大切といえます。なお、表示に関する規則にも届出・許可制度や広告規制などの調査が必要な場合もありますし、表示以外では安全性規制や容器包装（食品接触材料）など多岐にわたる確認が必要です。

実務上の課題

さらに、これら確認すべき規則や文書を特定したあとであっても、「添加物に該当しない原材料は情報が少なく判断が難しい」「用語の基準がないものは、翻訳が適切であるかを確認しにくい」のほか、「使用基準の確認に必要な情報が揃わない場合がある」「表示に必要な情報を事前に定義するのが難しい」など実務においては様々な課題があります。

対象国数と食品数が増えると、必要な情報を事前に定義することが難しくなります。すべての情報を収集するか、必要な情報に絞り込んで収集するか等、自社の状況に適した「ちょうどよいバランス」の模索が課題といえるでしょう。

（川合）




各国基準情報の検索システム

世界中の基準情報データベースから、対象国の根拠文書（現地語 & 英語）を簡単に検索



この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



ミニコラム

公正競争規約に新しく
「日本オリーブオイル公正取引協議会」が追加されました

「エキストラバージンオリーブオイル」の表示に関する公正競争規約が令和5年2月17日付で認定され、同条第四項の規定により令和5年3月22日に告示がなされました。

背景

オリーブオイルは、世界43か国が加盟する国際オリーブ協会の国際規格（以下「IOC規格」）において、その製法の違い、精製の内容等により品質ごとに区分され、最も品質が高いものが「エキストラバージンオリーブオイル」とされています。

日本は国際オリーブ協会に加盟していないことから、特に「エキストラバージンオリーブオイル」の品質、成分等に関する正しい情報を国内の消費者に伝え、公正な取引環境の整備を図る必要があると判断されたものです。

定義

「エキストラバージンオリーブオイル」とは、オリーブの果実のみから、機械的又は物理的手段によって、特に温度による油脂の変化を生じさせない条件により得られる油脂であって、次の要件のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 水洗、デカンテーション、遠心分離及びびろ過以外の処理をしていない油であること。

(2) [エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約施行規則](#)（以下「施行規則」）で定める規格及び基準に合致していること。

必要な表示事項

事業者は、エキストラバージンオリーブオイルの容器包装に、新しく「グレード*」に関する事項を、施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示する必要があります。

*グレード

「エキストラバージンオリーブオイル」「エクストラバージンオリーブオイル」「エキストラバージン」「エクストラバージン」のいずれかで表示
（「オイル」は「油」に置き換え可能）

一括表示欄にグレード表示として「エキストラバージンオリーブオイル」である旨を表示できるように規定されます。

アレルギーコンタミの注意喚起表示

エキストラバージンオリーブオイルの製造工程において、アレルギー表示の必要な特定原材料を同一ラインで製造している場合については、食品表示基準等に従い表示し、特定原材料に準ずるものを同一ラインで使用している場合についても、アレルギー表示の判断に資する情報を提供することが望ましいこととされます。



まとめ

今回のポイントは定義やグレード表示のほかに、特定原材料8品目のコンタミネーションの表示が必須とされているところといえるでしょう。エキストラバージンオリーブオイルの定義に品質が関与することを考慮してのことと思われるのですが、食品表示基準においてコンタミネーションの注意喚起は任意表示とされていますので、十分留意する必要があります。

これを機にコンタミネーションの表示の重要性についても改めて検討されるのもよいかと思います。

（小越）

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



6月：Webセミナーのお知らせ

2023年6月15日（木）14:00～15:00

無料 【食品表示セミナー】
添加物の不使用表示について

Zoomを使用したWebセミナーです。添加物不使用表示の改正内容の概要とポイントについてお伝えします。

1. 添加物不使用表示の概要
2. 各事業者が対応すべきポイント
3. 「BtoBプラットフォーム規格書」のご案内
4. 質疑応答

（株式会社インフォーマット様主催）

詳細・お申し込みはこちら



今月のお気に入り言葉

実を結ぶ

（ことわざ）

 Label bank

発行 株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F

毎月1日発行
WEBサイト：
<https://www.label-bank.co.jp/>
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540